伊万里市窯業用原材料価格高騰対策支援金　募集要項

１．目的

陶磁器の製造に使用する原材料の価格高騰により経営に影響を受けている市内の窯業事業者に対し、原材料の購入経費の一部を支援するものです。

２．支援対象者

次の⑴～⑶の全てを満たす窯業事業者が対象です。

⑴ 市内に事業所を有する個人事業者、又は市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人であること。

⑵ 上記の本店又は事業所において、陶磁器の製造（生地又は素焼生地の製造のみを行う場合を除く。）又は自ら製造した陶磁器の販売を行っていること。

⑶ 市税に滞納がないこと。

※陶磁器の仕入販売のみを行う事業者や、生地・素焼生地の製造のみを行う事業者は対象外です。

３．支援対象経費

支援対象者が自らの陶磁器の製造に使用するために購入した、陶土、生地、素焼生地その他これらに類する陶磁器の素地となる原材料の購入経費（税抜）が対象です。

⑴ 消費税・地方消費税、送料・運搬料・振込手数料は対象外です。

⑵ 国・地方公共団体その他の公的機関から補助金・支援金等の交付を受け、又は受ける予定の同一経費は対象外です。

⑶原材料や生地等をそのまま他者に販売するための仕入費用は対象外です。

※釉薬・絵具等の装飾用材料、燃料費、電気代、窯道具、機械・設備、梱包資材等は対象外

４．支援対象期間

令和８年４月１日（水）から令和９年２月２８日（日）まで

※上記期間内に、原材料の納品と代金の支払いの両方が完了している必要があります。

※クレジットカード払いは、上記期間内にカード代金の口座引落しまで完了したものに限ります。

５．支援金の額

支援対象経費（税抜）の２５％（１，０００円未満切捨て）／１支援対象者当たり上限１０万円

例：支援対象経費が税抜２５万円の場合、支援金額は６万２，０００円（千円未満切捨て）

例：支援対象経費が税抜４０万円の場合、支援金額は１０万円

６．申請受付期間・申請回数

受付開始日：令和８年１１月１８日（水）

申請期限：令和９年３月５日（金）（郵送の場合は同日必着）

※申請されたものから順次審査をしますので、予算の執行状況により早期に受付を終了することがあります。

※申請は１支援対象者につき１回限りです。原材料の購入実績をまとめて申請してください。申請後の購入実績の追加申請はできません。

７．申請方法・提出書類

申請書類に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送で提出してください。なお、持参の場合は平日の開庁時間内に提出してください。

提出書類	内容・注意事項
① 交付申請書兼請求書（様式第１号）	申請金額と振込先口座を記載してください。
② 購入実績内訳書	納品日・支払日・購入先・品目・税抜金額を記入し、領収書等の写しと番号で照合できるようにしてください。
③ 領収書その他これに準ずる書類の写し	原材料の品目・金額・支払完了を確認できる資料を提出してください。
④ 納税状況確認同意書	市税の納付状況を市が確認するための書類です。
⑤ 誓約書	交付対象要件、納品・支払完了、重複受給がないこと等について誓約してください。
⑥ 振込先口座が確認できる書類	通帳の写し等（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が分かるもの）。
⑦ 市内事業者であることを確認できる書類※	法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）・法人税確定申告書（別表一）の写し 個人事業主：所得税確定申告書（第一表）・本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写しのいずれか１つ）

※⑦の確定申告書がない場合（設立・開業後、初回の申告時期前など）は、法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書の写し等を提出してください。

【支払方法に応じた確認資料の例】
・現金払い：領収書の写し
・銀行振込・口座振替：請求内容が分かる書類と振込・引落し記録の写し
・クレジットカード払い：利用明細と口座引落しが分かる通帳の写し等
※購入内容・納品・支払状況、市内での事業実態等を確認できない場合、納品書や事業実態が分かる資料等を追加で求めることがあります。
※領収書等は写しを提出し、原本はお手元に保管してください。提出書類は返却しません。

８．申請から交付まで

① 購入原材料の納品・支払完了 → ② 申請書兼請求書・添付書類の提出 → ③ 市が審査 → ④ 交付決定・額の確定を通知 → ⑤ 指定口座へ振込

申請書兼請求書の提出をもって実績報告があったものとみなすため、通常は別途の実績報告書や請求書の提出は必要ありません。

９．その他の注意事項

・提出書類の審査結果により、申請額の全部又は一部が対象外となる場合があります。
・虚偽申請・重複受給等が判明した場合、交付決定の取消しや支援金の返還を求めることがあります。
・応募に伴う経費は全て応募者の負担となります。
・提出された書類は返却しません。
・事業の実績等を市の広報誌やホームページ等で公開することがあります。

１０．提出先・問合せ先

〒８４８－８５０１　佐賀県伊万里市立花町１３５５番地１
伊万里市役所　企業誘致・商工振興課　電話：０９５５－２３－２１８４